平成２１年（フ）第２６３８号
横浜市緑区三保町2179番地２　宮根団地８棟836号川本方
債務者　菅谷　真弓
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７００号
横浜市神奈川区桐畑15番地６　明和ハイム305号
債務者　中村　信夫
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１４号
愛知県知立市牛田町コネハサマ134番地160
債務者　野中カズユキこと　ノナカ　エルシオカズユキ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６７号
愛知県高浜市芳川町２丁目11番地１　フォレスト芳川202号
債務者　島田　正樹
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７８０５号
東京都文京区本駒込５丁目53―７
債務者　松田　英子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８１２号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目12―K―202
債務者　吉留由美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２６号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目19番502号県営佐鳴湖住宅
債務者　クボ　マサエ　ノザエ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３８６号
被相続人の最後の住所鹿児島県鹿児島市石谷町1247番地３
破産者　被相続人亡満尾浩典の相続財産
1　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月８日午前10時30分
平成21年10月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４８６１号
大阪市大正区千島３丁目14番10号メゾンけやき205号
破産者　森岡　光洋
1　破産債権の届出期間　平成21年11月５日まで
2　一般調査期日　平成21年11月30日午後４時
平成21年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３５０号
札幌市手稲区前田６条13丁目８番７―102号
破産者　松木さゆり
1　破産債権の届出期間　平成21年11月６日まで
2　一般調査期日　平成21年12月15日午前11時30分
平成21年10月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２７号
大阪府豊中市服部寿町１丁目11番14―304号室、開始決定時の住所大阪市中央区東平１丁目１番33―702号
破産者　尾上　慶幸
1　破産債権の届出期間　平成21年11月10日まで
2　一般調査期日　平成21年12月10日午後３時30分
平成21年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１５号
大分市大字豊饒94番地の５
破産者　神田　敏浩
1　破産債権の届出期間　平成21年11月13日まで
2　一般調査期日　平成22年１月19日午後２時
平成21年10月６日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５１号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字里垣内15番地の３
破産者　株式会社木村石油
1　破産債権の届出期間　平成21年11月17日まで
2　一般調査期日　平成22年１月28日午前10時
平成21年10月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５２号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字里垣内15番地３
破産者　木村　春男
1　破産債権の届出期間　平成21年11月17日まで
2　一般調査期日　平成22年１月28日午前10時
平成21年10月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４４号
京都府長岡京市東神足２丁目16―22、住民票上の住所神戸市中央区熊内橋通３丁目１番15号　杉山マンション301
破産者　今村　京子
1　破産債権の届出期間　平成21年11月18日まで
2　一般調査期日　平成22年１月15日午後１時30分
平成21年10月７日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
埼玉県東松山市大字石橋2239番地37、商業登記簿上の住所埼玉県東松山市大字石橋2239番地38
破産者　株式会社杉田プレス
1　破産債権の届出期間　平成21年12月２日まで
2　一般調査期日　平成22年１月19日午後２時30分
平成21年10月６日
さいたま地方裁判所熊谷支部

債権者集会招集

平成１６年（フ）第１９３０号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目６番21号
破産者　大場　重安
1　期日　平成21年12月１日午後１時20分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年10月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第２６２号
富山県氷見市窪1953番地１
破産者　高木　誠司
異議申述期間　平成21年11月25日まで
平成21年10月７日　富山地方裁判所高岡支部